

平成30年度埋蔵文化財担当職員基礎研修

平成30年6月26日

# 発掘調査の方法と 出土品整理

鳥取県埋蔵文化財センター  
坂本 嘉和

## 1. 発掘調査の方法

## 発掘調査の流れ

- 工程1 調査前地形測量
- 工程2 調査区・グリッドの設定
- 工程3 表土剥ぎ
- 工程4 基本層序の把握
- 工程5 包含層の掘削
- 工程6 遺構検出
- 工程7 遺構の掘り下げ
- 工程8 遺構の完掘



## 工程1 調査前地形測量

- とくに凸状の起伏が古墳などの遺構の形状を示す可能性。  
都市計画図（1：2500）で微地形は反映されない。  
1：100もしくは1：200程度の縮尺が多い。
- 測量方法：平板測量・トータルステーション・GPS  
空中写真測量や3Dレーザーによる測量もある。

## 工程2 調査区・グリッド設定

- 遺構や遺物の位置を記録するための基準や遺物を取り上げ枠としてグリッドを設定、杭を打設。
- グリッドは2～10mまでさまざま  
官衙や寺院では3mグリッド（10尺）

## 工程3 表土剥ぎ

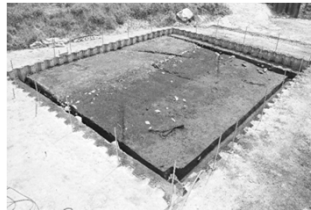
- 表土は表層の作土層や有機質の土壌。調査対象外。
- 本調査ではバックホウ（平爪）による掘削が一般的。  
必ず調査員が立会し、層を確認しながら。
- 安全管理が重要。
- 出土遺物には注意。  
遺跡の内容を知る手がかり



バックホウによる  
掘削

## 工程4 基本層序の把握

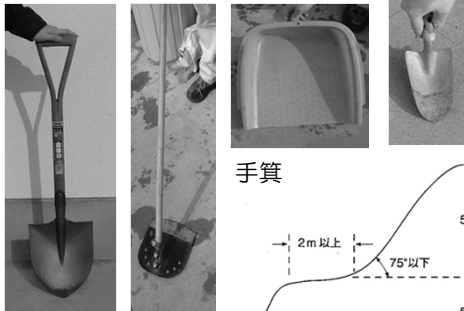
- できるだけ早い段階で土層観察用トレンチなどにより遺跡の基本層序を把握する。  
遺構面数・各遺構面の時期・出土遺物の様相など  
層名などもこの段階で決め、メモ写真でも行っておくのがベスト
- 土層：人為層・遺物包含層・文化層・地山層
- 土層名は「色＋副たる碎屑物「質」＋主たる碎屑物  
例えば、灰色砂質シルト層、黒褐色腐植質シルト層 など
- 土色は標準土色帳  
を使用する。



排水溝を兼ねたトレンチ

# 工程5 包含層の掘削（1）

・労働安全衛生法



スコップ ジョレン  
発掘に必要な道具

表1 掘削面の勾配と掘削面の高さ

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他の地山	2 m未満	90°
	2 m以上5 m未満	75°
	5 m以上	60°

(則356条)

地山の種類	掘削面の高さや掘削面の勾配
砂からなる地山	5 m未満または35°以下
崩壊しやすい状態の地山	2 m未満または45°以下

(則357条)

移植ゴテ (手スコ)

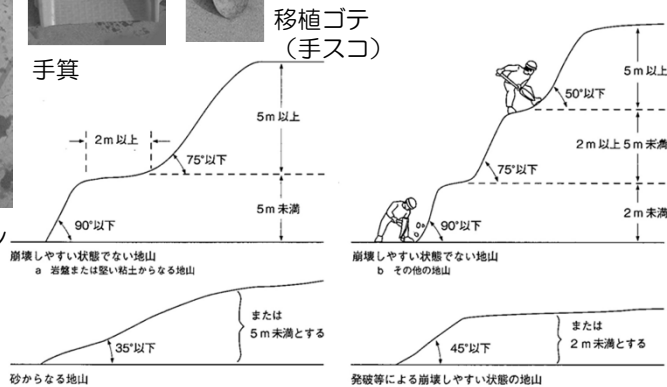


図55 掘削面の勾配

# 工程5 包含層の掘削（2）

- ・基本層序に沿って層位毎に掘り下げ。
- ・地層累重の法則＝上位にある地層は下位にある地層より新しい。
- ・出土土器により時期や遺跡の性格などの情報を得る。
- ・鍵層：広範囲に、かつ短期間に堆積した層。調査の基準となる。火山灰など。



分層した地層

## 工程6 遺構の検出（1）

- 土の違いにより遺構の位置や輪郭を捉える。
- 重複する遺構の先後関係を把握する。  
分りにくいときはサブトレンチを入れて確認する。
- とくに凸状の遺構は要注意！狭い調査区ではなおさら。
- この段階で遺構の略測図を作成しておくのがベスト。

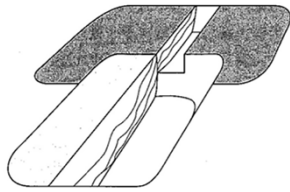


図108 重複する遺構の先後関係



黒い土の部分が遺構

## 工程6 遺構の検出（2）

- 柱穴は検出作業が重要。すぐに半裁しない。
- 柱穴は柱掘方と柱痕跡、もしくは柱抜取穴を検出する必要がある。
- これらを検出するには、遺構内を数センチ掘り下げる（段下げ）。



建物の規模や構造を復元するうえで必要。

▶ 検出写真を撮影

半裁された柱穴



## 工程 7 遺構の掘り下げ（1）

- 層単位の掘り下げが基本。
- 柱穴は半裁、竪穴建物跡等は土層観察用ベルトを残す。
- ベルトの設定方法：十字形畔四分法
- 柱穴はむやみに半裁することは避ける。  
柱痕跡や柱抜取穴の位置や建物全体の柱筋を考慮。
- 遺構が重複している場合は新しい遺構から。

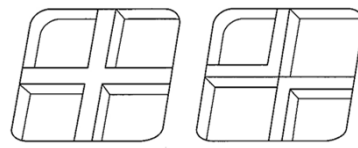


図112 十字形畔と四分法

▶ 土層断面図の作成と土層断面の写真撮影

## 工程 7 遺構の掘り下げ（2）

- 遺物の取り上げは層単位が基本。
- 出土状況の有意性を考え、図化や写真の有無を決定。
- ポイント上げと出土状況図



▶ 出土状況図の作成と写真撮影

## 工程 8 遺構の完掘

- 土層観察用ベルトなどを除去して完掘。
- 壁面に残る工具痕や掘削単位などを観察する。  
柱のあたり（柱穴底面に残る柱痕跡）
- 竪穴建物跡などは貼床をしている場合もある。



柱穴に残る柱のあたり  
（変色部分）

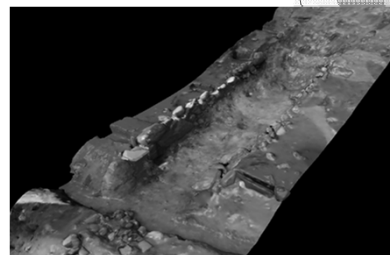


竪穴建物

▶ 完掘平面図と完掘写真撮影

## 遺構の測量（図化）作業

- 写真とともに後世に残す重要な記録。  
それ自体が文化財といってよい。
- 単にありのままを正確に記録するのではなく、  
遺構を解釈してそれを図面に表現することが求められる。  
必要なものと不必要なものを判断する。
- 遺構平面図・断面図とも縮尺1/20が基本。
- 平板測量  
遺方測量  
トータルステーション（TS）  
最近では写真測量、三次元レーザー  
測量などもある。



窯跡の3D画像

## 遺構の写真撮影

- 文化財写真：「写真そのものが文化財」  
発掘によって遺跡の多くは消滅、つまり再撮影できない。失敗は許されない。
- 凶面とは違う。材質感の描写、雰囲気、臨場感
- 目的：長期保存と活用を目的とした記録・メモ  
• 凶化測量への使用
- 天候は薄曇りが最良。完全な順光、暗い曇天、夕方は避ける。  
時間帯 夏期：正午前後は× 冬期：早朝や夕方は×
- 使用するカメラ  
アナログ：大判（4×5）・中判（6×7）  
デジタル：フルサイズ一眼レフ・2000万画素以上  
RAWデータ、TIFF形式で保存

## 2. 出土品の整理作業



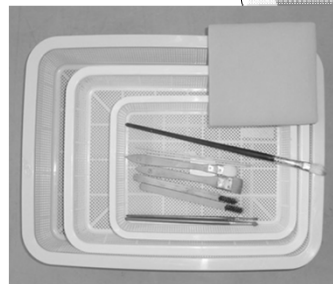
## 整理作業の流れ

- 工程1 洗 浄
- 工程2 注 記
- 工程3 接 合
- 工程4 実 測
- 工程5 復元・彩色
- 工程6 写真撮影
- 工程7 トレース・版下作成
- 工程8 原稿執筆
- 工程9 発掘調査報告書の刊行
- 工程10 出土品の保管と活用

## 工程1 洗 浄

- 遺物の洗浄はなるべく早く実施すること。
- 材質の違いによって洗いは異なる。
  - 土器・石器・木器→基本的に水洗い、表面を強くこすことはやめる。  
ブラシなどで軽く叩くように洗う。  
木製品は脆弱なためスポンジなどを用いる。
  - 金属器→水洗い不可。竹ペラ、竹串、筆などで土や錆を除去。  
硬い土などはエタノールをしみこませて除去。
- 洗浄後はよく乾燥させる。  
急激な乾燥は避ける。屋内や日陰でゆっくり乾燥させる。

洗浄作業に用いられる道具  
ブラシ・筆・乾燥用のカゴなど



## 工程2 注記(1)

- 出土位置や遺構、層位、出土年月日、登録番号などの情報を遺物に記入する作業。
- 面想筆などで記入。  
遺物の材質に合わせ白、または黒のポスターカラーやスタンプ（水性の不滅インク）で記入する。
- 最後に注記を保護するためにニスでコーティングすることも。



注記作業に用いる道具

## 工程2 注記(2)

- なるべく小さい文字で記入。  
ただし、読めなければ意味がない。
- 写真撮影に影響がなく、目立たない場所に書く。  
内面の端や底面など
- 間違えた場合はアセトン等で消すことが可能。
- 金属器や木製品は注記しない。

青谷上寺地遺跡			
H	年度	調査区	
層位名			
遺構名			
取上No		出土年月日	
図面	面・有(1/ )	備考	
種別			

高取県埋蔵文化財センター

遺物取上カード



土器の注記例

## 工程3 接合

- 遺物の器種や器形、時期を正確に判断し、公開や活用に向けて本来の姿に近づける作業。
- なるべく広い作業スペースで作業を行う。
- 同一遺構・層位・グリッドから出土した遺物は一度に接合する。

土器・石器：接着の弱いセメダインなど。

金属器・木器（接合後）：エポキシ樹脂

脂系で接着力の強いもの。



セメダインC



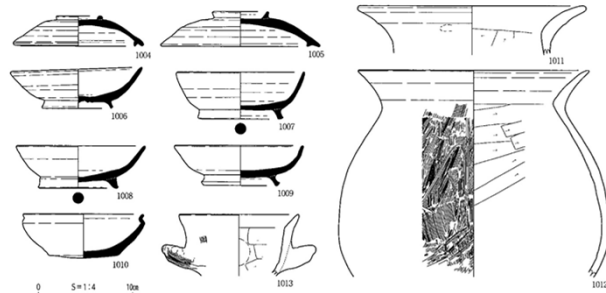
机の上に広げての接合作業

## 工程4 実測（1）

- 遺物を図化する作業  
遺跡の年代や性格を決定するうえで必要不可欠。
- 実測図は遺物のもつすべての情報を盛り込んだ解説図  
正確な寸法や形状のみならず、製作技術や使用痕なども表現しなければならない。  
そのために遺物をよく観察し、その特徴をとらえることが重要。



実測作業



第426図 P11区河道14出土土器

## 工程4 実測（2）

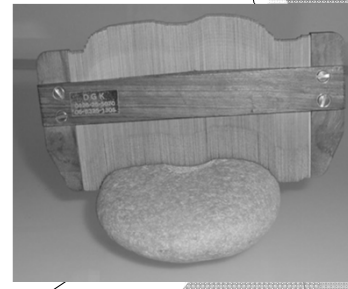
- 拓本  
墨を使って文様や調整などを紙に転写するもの。縄文土器や瓦、銭など。
- デジタル技術による三次元計測



実測に必要な道具



キャリパー



真弧

## 工程5 復元・彩色

- 遺物の本来の形状に戻す作業。
- 報告書へ掲載する遺物を対象とし、写真撮影するもの。  
報告書掲載後は展示などで活用。
- 欠落部分に「キューテックス」や石膏などを充填し復元する。
- 彩色は水彩絵具を用いて行う。  
陶磁器は光沢のあるアクリル絵具を使うことも。



復元された土器（彩色前）

## 工程6 写真撮影

- 実測図では表現できない遺物の質感や立体感を再現する作業。

俯瞰撮影：真上から撮影。背景は切り抜き（ツケバック）  
自立しない土器片や文様を重視する鏡、軒瓦、木簡など

立面撮影：影を生かし、立体感を出す。  
自立する完形に近い土器など

俯瞰撮影

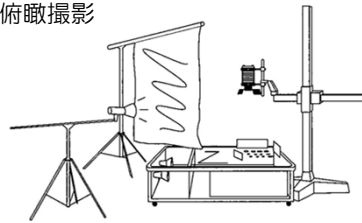


図78 俯瞰撮影の基本的なセッティング

立面撮影

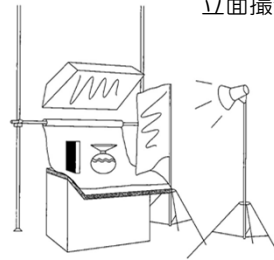
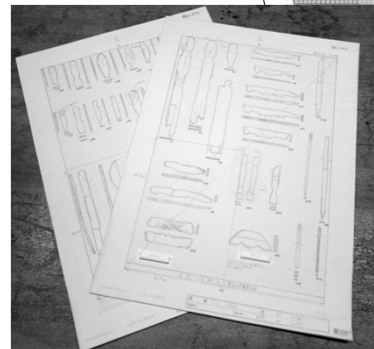
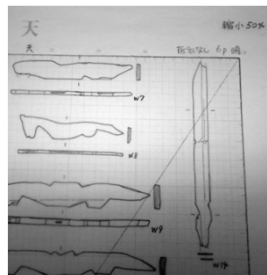


図75 立面撮影の基本的なセッティング

## 工程7 トレース・版下作成

- 実測図を報告書に掲載するために浄書し、レイアウトする作業
- 従来は製図ペンを使用した手トレースし、レイアウト通りに台紙に貼り込む。  
現在ではデジタルによるトレース、編集作業が普及。  
トレース：イラストレーター  
編集：インデザイン など

版下作成例

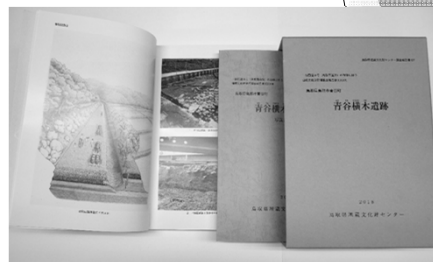


## 工程 8 原稿執筆

- 例言・凡例・目次
- 調査に至る経緯と経過
- 遺跡の位置と環境
- 調査の方法と成果  
調査の方法 基本層序 遺構・遺物 自然科学分析
- 総括
- 写真図版
- 抄録・奥付

## 工程 9 発掘報告書の刊行

- 発掘調査報告書とは発掘調査成果をまとめたもの。
- 記録保存の報告書  
現状保存ができなかった遺跡に代わり後世に残す記録。
- 保存目的の報告書  
保存目的とし、再発掘など将来の検証に耐えるものでなければならない。
- 報告書の公開と活用  
デジタルデータではなく紙媒体による印刷物
- 写真や図面の適切な保管・管理



完成した報告書

## 工程10 出土品の保管と活用

- 平成9年文化庁通知「出土品の取り扱いについて」
- 平成15年鳥取県教育委員会通知  
「鳥取県における出土品の取り扱いについて」  
(添付資料参照)
- 地方公共団体は調査組織のいかににかかわらず、出土品を適切に保管・活用できるように管理することが求められる。
- 火災・自然災害への配慮
- 平成19年埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会からの報告  
出土品は埋蔵文化財の保存と活用のための素材。  
調査研究は不可欠。

## 参考資料

- 平成15年3月 改訂『発掘調査の手引き』鳥取県埋蔵文化財センター
- 平成22年 『発掘調査のてびき—集落遺跡発掘編—』  
『発掘調査のてびき—整理・報告書編—』
- 平成25年 『発掘調査のてびき—各種遺跡調査編—』  
文化庁文化財部記念物課
- 平成15年4月16日 『鳥取県における出土品の取り扱いについて』  
(通知) 鳥取県教育委員会
- 平成29年3月31日 『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について』(報告) 文化庁

## 鳥取県における出土品の取扱い基準

平成15年4月16日

鳥取県教育委員会

### 1. 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を尊重し、平成9年8月13日付け文化庁次長通知（庁保記第182号「出土品の取扱いについて」）、並びに平成11年7月30日付中国・四国地区文化・文化財行政主管課長会議「出土品の取扱い基準」に基づき、出土品の取扱い方法、手続等について必要な事項を定め、出土品の適切で効率的な保存・活用を図ることを目的とする。

### 2. 定義

- (1) 「出土品」とは、発掘調査等により出土し、取り上げることのできるもののうち調査研究の対象となるすべてのものをいう。
- (2) 「取上げ」とは、出土品を土中等から抽出し、整理作業を実施する目的で保管施設等に持ち帰ることをいう。
- (3) 「選別」とは、出土品を将来にわたり保管し、活用を図る必要性、可能性の観点から、その取扱いに応じて区分することをいう。
- (4) 「報告書」とは、出土品の種類、時代、法量、形状、残存状況等や、出土した位置、状況等の記録が掲載された発掘調査報告書、年報、専門雑誌等の刊行物をいう。

### 3. 出土品の選別等

- (1) 出土品の分類は別表1のとおりとする。
- (2) 出土品の取上げ及び保管に係る選別は別表2のとおりとする。
- (3) 以下の出土品については、原則としてすべてを保管するものとする。
  - ①国指定史跡、県指定史跡、市町村指定史跡からの出土品
  - ②分布調査、試掘調査、確認調査などにより出土し、遺跡の取扱いの決定にかかわる出土品
- (4) 出土品の選別は、埋蔵文化財について専門的知識を有する専門職員等が担当し、或いはその指導のもとに行うものとする。
- (5) 出土品の選別を行った場合は、選別の内容について記録を作成し保存することとする。

### 4. 出土品の保管

- (1) 出土品の保管については別表3のとおりとする。
- (2) 出土品の保管は、埋蔵文化財について専門的知識を有する専門職員等が担当し、或いはその指導のもとに行うこととする。
- (3) 出土品を保管する場合は、保管方法等について記録を作成し、保存することとする。
- (4) 別表2に基づき保管する必要があるとした出土品のうち、金属製品、木製品等腐食、劣化が予想されるものについては、保存処理等の措置を講じ、温度・湿度等の良好な環境のもとで保管するよう努めることとする。
- (5) 別表2に基づき、将来にわたり活用の必要性、可能性がないため保管する必要性がないとした出土品は、廃棄することができる。
  - ①県が出土品を廃棄しようとするときは、その内容などについて別紙様式1により記録を



作成し、保存する。

- ②市町村、その他の団体・機関等が出土品を廃棄しようとするときは、別紙様式2によりその内容を事前に県に協議するものとする。この場合県は、記録の作成、保存及び別紙様式3による報告を求めることができる。
- ③出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法第13条で準用する同法第1条の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、文化財保護法第98条の3第1項で準用する同法第59条第1項の規定による通知）の時から、文化財保護法第64条第1項又は第3項の規定による譲与を受けるまでの間に行ってはならない。
- ④出土品を廃棄するときは、将来において誤解、混乱を生じないための必要な措置を講じなければならない。

## 5. 出土品の活用

出土品の活用については、次のような方法で積極的に努めなければならない。

- ①博物館、資料館、その他の施設における展示等
- ②学校教育、生涯学習等における利用
- ③大学、研究機関等の学術研究等

## 6. 基準の改訂

出土品の取扱いを適切に行うため、学術成果等に応じて、本基準を改訂することができる。

## 附則

本基準は、平成15年4月16日から適用する。

別表1

出土品の分類について

(大別)	(大分類)	(中分類)	(小分類)	(細分)	(具体例)
人間及び人間に係わる物	人間及び人間に係わる物	遺体			人骨、歯など
		糞石			糞石
人工物	加工品	道具	土製品	土器、陶磁器	壺、甕、高杯、鉢、器台など
				土製品	土製竈、るつば、土玉、土錘、人形、土笛など
石器	ナイフ形石器、石匙、石斧、石鏃、石包丁など				
石製品	石器		勾玉、切子玉、鏃形石、石剣、石臼、石錘など		
	石製品		勾玉、管玉、小玉など		
ガラス製品			勾玉、管玉、小玉など		
金属製品	金属製利器		鉄刀、鉄鋏、銅剣、銅矛など		
	その他金属製品		銅鏡、短甲、轡、鎌、鋤先、銭など		
植物製品	木・竹製品		櫛、杵、弓、槽、木筒、斎串、人形など（漆製品を含む）		
	繊維製品		糸、布、編み籠など（茎・葉の製品を含む）		
	紙製品		経巻、漆紙文書など		
動物製品	骨角器		モリ頭、釣り針、刀小柄、刀装具など（骨・角・歯牙・爪の加工品）		
	皮製品		ベルト、衣服など（鳥獣魚類の皮、毛皮の加工製品）		
	貝製品		貝輪、貝釧など		
遺構の構成物	土製品		建築材	瓦、磚、磚仏など	
		その他	土壁片、築地片、窯壁、焼土など		
		建築材	礎石、石垣石材、地覆石、東石、羽目石など		
	石製品	埋葬施設	石棺石材、石室石材など		
		石造物	五輪塔、石塔、墓石など		
	金属製品		釘、鏝、飾り金具、露盤など		
	植物製品	木・竹製品	柱、垂木、梯子、杭、木樋、切断しただけの用材など		
	土製品	土器、陶磁器	窯跡出土の廃棄品（失敗品）など		
		石器	未製品、石核、剥片、碎片など（未製品に失敗品を含む。以下同じ）		
	石製品	石器	未製品、石核、剥片、破片など		
		ガラス製品	未製品、鉍滓など		
	金属製品		未製品、鉄滓、銅滓など		
	植物製品	木・竹製品	未製品、削りかすなど		
	動物製品	骨角器	未製品、削りかすなど		
		皮製品	未製品、切断片など		
貝製品		未製品、削りかすなど			
非加工品	道具	石製品	石器	叩き石、磨石など（使用の痕跡があるもの）	
		遺構の構成物	土製品	建築材ほか	壁、築地などの風化土など
			石製品	建築材ほか	礎石、石垣石材、磔群、敷石、配石遺構、炉の石材など
	原材料	土製品関係	道具材料	粘土など	
			遺構材料	粘土など	
			耕作材料	水田土壌・畑土壌など	
	石製品関係	道具材料	原石、素材石材		
		遺構材料	石材		
		金属製品関係	道具材料	鉍石など	
	食糧	植物	食べかす	おこげ、種子皮など	
			栽培品、採集品	稲藁、炭化米、種子など	
	動物	食べかす	貝殻、骨、歯など		
	家畜			骨、歯、糞石など	
		原材料	土製品関係	採取地の粘土など	
	自然物	非加工品	人の手が加わっていない物	石製品関係	原石産地の原石
環境			金属製品関係	採取地・鉍山等の鉍石	
自然物	環境	土壌		火山灰など	
		岩石		岩石	
		植物		自然木など	
				花粉、珪藻など	
		動物		昆虫など	

(備考)

- 「出土品」とは、文化財保護法で規定する「文化財」だけでなく、発掘調査等により出土し、取り上げることができるもののうち、調査研究の対象となるすべてのものをいう。
- 出土品は以下のように分類し、具体例を示した。
  - 全体を「人間及び人間に係わる物」、「人工物」、「自然物」に大別した。
  - 「人工物」とは、人間の意識的な行為が及んだ全てのものを含む。例えば、何らかの目的をもって人間に運ばれたまま使用されなかったものなども含む。但し、人間の行為の結果、人間の意識とは無関係に副次的に形成されたもの、例えば、集落周辺の環境を形成する動植物などは含まない。
  - 「自然物」とは、原産地の石器原石のように、人間に利用される可能性があったもの、人間生活の基盤としての環境に関するもので、人間の意識的な行為が直接そのものに顕著に及んでいないものである。
  - 「人工物」は「加工品」、「非加工品」に分類した。「加工品」と「非加工品」の差異は、素材そのものへの加工の有無である。但し、(脱穀された)種子の皮、(破碎された)鉍石のように、素材への加工が軽微なものは「非加工品」に含めた。
  - 「加工品」は単体としての完成度、使用における人間への密着度などから、「道具」、「遺構の構成物」、「製作時の副産物」に分類し、それぞれを素材ごとに分類した。さらに、素材ごとの分類は、「骨角器」・「革製品」、「建築材」・「埋葬施設」などのように、素材、用途等により細分した。細分方法については厳密なものではなく、便宜的である。
  - 「非加工品」は、「道具」、「遺構の構成物」、「原材料」、「食糧」、「家畜」に分類し、それ以下の区分、細分は「加工品」に準じた。

出土品の取上げ及び保管に係る選別について

出土品の分類・品名等					取上げに係る選別		保管に係る選別		
大別	大分類	中分類	小分類	細分等	取上げの範囲	細則	保管の範囲	細則	
人間及び人間に係わるもの				人骨・歯など	全量		原則保管	1	
				糞石	全量		全量		
人工品	加工品	道具	土製品	土器・陶磁器	全量		全量		
				その他	全量		全量		
			石製品	石器	全量		全量		
				その他	全量		全量		
			ガラス製品		全量		全量		
			金属製品	利器	全量		全量		
				その他	全量		全量		
			植物製品	木・竹製品	全量		全量		
				繊維製品	全量		全量		
				紙製品	全量		全量		
			動物製品	骨角器	全量		全量		
				皮製品	全量		全量		
				貝製品	全量		全量		
					全量		全量		
		遺構の構成物	土製品	瓦・磚	原則全量	1	原則全量	2	
				その他	必要部分	2	必要部分	3	
			石製品	建築材	必要部分	3	必要部分	4	
				埋葬施設	必要部分	3	必要部分	4	
				石造物	必要部分	4	原則全量	5	
			金属製品		全量		全量		
			植物製品	木・竹製品	原則全量	5	原則全量	6	
		製作時の副産物	土製品	土器・陶磁器	原則全量	6	原則全量	7	
				石器	全量		全量		
			石製品	石器	全量		全量		
				石製品	全量		全量		
			ガラス製品		全量		全量		
			金属製品		原則全量	7	原則全量	8	
			植物製品	木・竹製品	必要部分	7	原則全量	8	
				骨角器	原則全量	7	原則全量	8	
			動物製品	革製品	原則全量	7	原則全量	8	
				貝製品	原則全量	7	原則全量	8	
				原則全量	7	原則全量	8		
		非加工品	道具	石製品	石器	全量		全量	
			遺構の構成物	土製品	建築材ほか	必要部分	8	必要部分	9
					建築材ほか	必要部分	9	必要部分	10
				石製品	埋葬施設	必要部分	3	必要部分	4
			原材料	土製品関係	道具材料	必要部分	8	必要部分	9
					遺構材料	必要部分	8	必要部分	9
					耕作材料	必要部分	8	必要部分	9
				石製品関係	道具材料	必要部分	8	原則全量	11
					遺構材料	必要部分	8	必要部分	9
			金属製品関係	道具材料	必要部分	8	必要部分	9	
			食糧	植物	食べかす	原則全量	10	原則全量	11
					栽培品・採集品	原則全量	10	原則全量	11
動物	食べかす			原則全量	10	原則全量	11		
家畜			全量		全量				
自然物	非加工品	原材料	土製品関係	必要部分	8	必要部分	9		
			石製品関係	必要部分	8	必要部分	9		
			金属製品関係	必要部分	8	必要部分	9		
	環境	土壌		必要部分	8	必要部分	9		
		岩石		必要部分	8	必要部分	9		
		植物		必要部分	8	必要部分	9		
		動物		必要部分	8	必要部分	9		
				必要部分	8	必要部分	9		

## I. 取上げに係る選別の細則

1. 古代及び中世の瓦は全量を取り上げる。近世瓦及び磚は文様・絵画・文字等があるもの、保存が良好なもの、製作技法・工程等をよく示すものは全量を取り上げ、同種類、規格性のあるものが多量に出土した場合及び磨滅等により文様・製作技法等が認められない小破片、特徴的部位がなく劣化が著しいもの等は、現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。
2. 文様・絵画・文字等があるものは全量を取り上げる。その他については構造・製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用として必要なものを選別して取り上げる。
3. 遺構を移築・復原する必要がある場合は全量を取り上げる。その他の場合は、現場で必要な記録をとった上で、材質・成分等の分析用、研究用、展示用等として必要なものを選別して取り上げる。
4. 現場で必要な記録をとった上で移設等の処置を行うことができる。
5. 柱・垂木・梯子・杭などの製品については、文様・絵画・文字等があるもの、保存が良好なもの、製作技法・工程等をよく示すものは全量を取り上げる。同種類、規格性のあるものが多量に出土した場合、磨滅等により文様・製作技法等が認められない小破片、特徴的部位がなく劣化が著しいもの等は、現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。切断しただけの用材は、現場で必要な記録をとった上で、製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用として必要なものを選別して取り上げる。
6. 中世以前の出土品について全量を取り上げる。近世以降の出土品は、同種類のものが多量に出土した場合は現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。
7. 未製品（金属製品関係にあつてはメタル）及び木簡に係わると思われるものは全量取り上げる。その他のものが多量に出土した場合は、構造・製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用等として必要なものを選別して取り上げる。
8. 現場で必要な記録をとった上で、材質・成分等の分析用、展示用等として必要なものを選別して取り上げる。
9. 遺構を移築・復原する必要がある場合及び旧石器時代～縄文時代初期の礫群は全量を取り上げる。その他の場合は、現場で必要な記録をとった上で、材質・成分等の分析用、研究用、展示用等として必要なものを選別して取り上げる。
10. 同種類のものが多量に出土した場合は現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。

### (注意)

出土品の取上げに際しては、その取扱いについて、現場で明確な判断が下せないものについては、原則として取上げるものとする。

## II. 保管に係る選別の細則

1. 必要がある場合は改葬を行うことができる。
2. 磚及び中世以前の瓦は全量を保管する。近世の瓦については、絵画・文字等があるものは全量を保管する。同一遺跡において、同種類、規格性のあるものが多量にある場合は、必要な記録をとった上で必要量を選別して保管することができる。
3. 文様・絵画・文字等があるものは全量を保管する。その他については必要な記録をとった上で構造・製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要なものを保管する。
4. 遺構を移築・復原する必要がある場合は全量を保管する。その他の場合は、必要な記録をとった上で材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用、研究用、展示用等として必要なものを保管する。
5. 必要な記録をとった上で移設等の処置を行うことができる。
6. 柱・垂木・梯子・杭などの製品については、同種類、規格的なものが大量にある場合や文様や特徴的部位がなく劣化が著しいものについては、必要な記録をとった上で必要量を選別して保管することができる。切断しただけの用材は、必要な記録をとった上で、製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要なものを保管する。
7. 中世以前の出土品については、遺構等の一括資料、出土例が希少なものなどを除き、磨滅等によって文様・調整等が確認できず、かつ器種・時代等が不明なものは必要な記録をとった上で、分析用及び分析結果の追認用等として必要量を選別して保管することができる。近世以降の出土品は、同種類のものが多量にある場合は必要な記録をとった上で必要量を選別して保管することができる。
8. 未製品（金属製品関係にあつてはメタル）及び木簡に係わると思われるものは全量保管する。その他のものが多量にある場合は、必要な記録をとった上で製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要量を選別して保管することができる。
9. 材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用等として必要なものを保管する。
10. 遺構を移築・復原する必要がある場合及び旧石器時代～縄文時代初期の礫群は全量を保管する。その他の場合は必要な記録をとった上で材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用、研究用、展示用等として必要なものを保管する。
11. 同種類のものが多量にある場合は必要な記録をとった上で必要量を選別して保管することができる。

### (注意)

保管に係る選別の判断については、原則として報告書刊行に伴う整理作業を経て行うものとする。

## 出土品の保管について

分類記号	区分	内容	保管方法
A	報告書に掲載されたもの	・全て	個々の出土品が台帳などで検索可能な状態で保管する
B	報告書に掲載されていないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完形品</li> <li>・復原された出土品</li> <li>・弥生時代の墳墓の出土品</li> <li>・古墳の出土品</li> <li>・遺構・包含層等の一括出土品</li> <li>・文字・刻印・記号・絵画等を有する出土品</li> <li>・時代・地域・種別において希少性のある出土品</li> <li>・その他活用の度合いが高いと考えられる出土品</li> </ul>	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種別等が検索可能な状態で効率的に保管する。
C	報告書に記載されていないもの	上記のほか、活用の可能性があるとして保管しようとする出土品	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種類等がある程度検索可能な状態で効率的に保管する。
備考	出土品を埋蔵文化財関係以外の研究機関等で保管する場合は、必要な記録を作成しなければならない。		

別紙様式1

1. 廃棄に係る出土品の遺跡について

- (1) 出土遺跡の名称 :
- (2) 出土遺跡の所在地 :
- (3) 調査年月日 :
- (4) 発掘調査報告書の名称・発行者・刊行年月日  
名称:  
発行者:  
刊行年月日:

2. 廃棄に係る出土品の名称、方法等について

- (1) 出土品の種類、名称、数量  
種類:  
名称:  
数量:
- (2) 廃棄の年月日 :
- (3) 廃棄の場所 :
- (4) 廃棄の方法 :

3. 廃棄に係る担当者の所属、職名、氏名 :

添付資料

- ①廃棄の場所、方法等を示す図面・書類
- ②廃棄以外の出土品の選別、保管の記録 (廃棄しようとする出土品に係る遺跡のみ)
- ③その他参考となる写真・図面・書類

鳥取県教育委員会教育長 あて

(市町村) 教育委員会教育長

出土品の廃棄に関する事前協議ついて

下記1により譲与を受けた遺跡出土品について、下記2のとおり廃棄したいと思いますので事前に協議します。

記

1. 廃棄しようとする出土品の遺跡名、譲与等について

- (1) 出土遺跡の名称 :
- (2) 出土遺跡の所在地 :
- (3) 調査年月日 :
- (4) 発掘調査報告書の名称・発行者・刊行年月日  
名 称 :  
発 行 者 :  
刊行年月日 :

(5) 譲与通知の文書番号・年月日

文 書 番 号 :  
年 月 日 :

(6) 譲与を受けた出土品の名称と数量

名 称 :  
数 量 :

2. 廃棄しようとする出土品の名称、方法等について

(1) 出土品の種類、名称、数量

種 類 :  
名 称 :  
数 量 :

(2) 廃棄の予定年月日 :

(3) 廃棄の予定場所 :

(4) 廃棄の方法 :

添付資料

- ①譲与通知書の写し
- ②廃棄の場所、方法等を示す図面・書類
- ③廃棄以外の出土品の選別、保管の記録（廃棄しようとする出土品に係る遺跡のみ）
- ④その他参考となる写真・図面・書類



鳥取県教育委員会教育長 あて

(市町村) 教育委員会教育長

出土品の廃棄について (報告)

下記1により譲与を受けた遺跡出土品について、下記2のとおり取り扱いましたので、報告します。

1. 廃棄に係る出土品の遺跡名、譲与等について

- (1) 出土遺跡の名称 :
- (2) 出土遺跡の所在地 :
- (3) 調査年月日 :
- (4) 発掘調査報告書の名称・発行者・刊行年月日  
名 称:  
発 行 者:  
刊行年月日:
- (5) 譲与通知の文書番号・年月日  
文 書 番 号:  
年 月 日:
- (6) 譲与を受けた出土品の名称と数量  
名 称:  
数 量:

2. 廃棄に係る出土品の名称、方法等について

- (1) 出土品の種類、名称、数量  
種 類:  
名 称:  
数 量:
- (2) 廃棄の年月日 :
- (3) 廃棄の場所 :
- (4) 廃棄の方法 :

3. 廃棄に係る担当者の所属、職名、氏名:

添付資料

- ①譲与通知書の写し
- ②廃棄の場所、方法等を示す図面・書類
- ③廃棄以外の出土品の選別、保管の記録 (廃棄しようとする出土品に係る遺跡のみ)
- ④その他参考となる写真・図面・書類

(参考)

### 出土品の選別に係る作業の流れ

区分	取扱い基準に基づく出土品の取扱い	文化財保護法に基づく事務
発掘調査	(発掘調査の開始)  ●取上げに係る選別	○発掘調査の届出等 (58条の2、着手後速やかに。57条第1項、着手日の30日までに)
	(発掘調査の終了)  (整理作業に伴う出土品の検討)	○埋蔵文化財発見届 (終了後7日以内) ○埋蔵文化財保管証 ↓ ○文化財認定
整理作業	●保管に係る選別 (発掘調査報告書の刊行)	○出土文化財譲与申請 (6ヶ月後に警察での公告が終了した後) ↓ ○出土文化財譲与通知
	●仮保管	
仮保管・活用	(●出土品の廃棄について事前協議) ↓ (●廃棄、記録の作成・保存) ↓ (●廃棄の報告)	
	●保管方法に係る出土品の選別に基づき保管、記録の作成・保存	
保管・活用	●保管出土品の見直し ↓ (●出土品の廃棄について事前協議) ↓ (●廃棄、記録の作成・保存) ↓ (●廃棄の報告)	